

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 兵庫県姫路市 企業

乙 米子市 個人

丙 東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金1,609,546円を甲に、411,600円を乙に、735,544円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年12月14日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町八束水地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方甲所有の普通特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。

また、双方の車両が衝突したはずみで、当該軽乗用自動車の破片が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両を破損させたものである。